

## 函館市予防接種記録の開示に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種法施行令（昭和23年7月31日政令第197号）第6条の2第2項の規定に基づき、予防接種記録（以下、「記録」という。）の開示に関する取扱いについて必要な事項を定め、個人情報の保護に十分配慮しつつ、予防接種を受けた者等へのサービスの充実を図り、予防接種の適正な実施に資することを目的とする。

(開示の対象となる記録)

第2条 開示の対象となる記録は、第4条に規定する通常開示の場合は市が予診票を管理・保存している予防接種に係るもの、簡易開示の場合は市が管理する予防接種台帳に登録されている予防接種に係るものとする。

(開示の対象となる事項)

第3条 記録のうち、開示の対象となる事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日および性別
- (2) 予防接種の種類および実施した年月日
- (3) 予防接種を実施した医師の氏名
- (4) 接種液の接種量および製造番号その他当該接種液を識別することができる事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、予防接種の実施に関し必要な事項

(開示の区分)

第4条 記録の開示は、開示する事項および方法により次の区分により行う。

- (1) 通常開示 前条の事項について文書で開示するもの
- (2) 簡易開示 前条の第1号および第2号について口頭で開示するもの  
(開示を申し出ることができる者等)

第5条 予防接種記録の開示を申し出ることができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 予防接種を受けた本人等

ア 予防接種を受けた本人（以下、「本人」という。）

イ 本人が未成年者または成年被後見人の場合における法定代理人

ウ 本人の配偶者，直系尊属（ただし未成年者の親権者を除く）および直系卑属

（２）遺族等

ア 本人が死亡している場合にあっては，本人の配偶者，直系尊属または直系卑属（以下、「遺族」という。）

イ 遺族が未成年者または成年被後見人の場合における法定代理人  
（開示の申出）

第 6 条 前条に規定する者が，市長に対し記録の開示を申し出る場合，次の方法により行う。

（１）通常開示 予防接種記録の開示申出書（別記第 1 号様式）を提出するとともに，前条に規定する者であることを証する書類を提出する。

（２）簡易開示 予防接種を受けた者の住所，氏名，生年月日および性別，ならびに前条に規定する者であることを口頭で告知する。

2 前項の申出は，特別の理由があると認められるときは，代理権を有することを証する書類を提出して代理人が行うことができる。

（通常開示の申出に対する決定等）

第 7 条 市長は，前条第 1 号の開示の申出があった場合，当該申出のあった日の翌日から起算して 1 4 日以内の開示の可否について決定し，開示する場合にあっては，申出の内容に基づき，予防接種記録の開示通知書（別記第 2 号様式）により，開示しない場合にあっては予防接種記録の非開示通知書（別記第 3 号様式）により申出者に通知する。

2 市長は，やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは，当該期間を延長することができる。この場合において，市長は，申出者に延長の理由および決定することができる時期を予防接種記録の開示申出決定期間延長通知書（別記第 4 号様式）により通知する。

(簡易開示の申出に対する決定等)

第8条 市長は、第6条第1項第2号の開示の申出があった場合、すみやかに開示の可否について決定し、開示する場合にあっては、第3条第2号の内容を口頭により申出者に通告し、開示しない場合にあっては、その理由とともに開示しない旨を通告する。

(開示に係る手数料)

第9条 開示に係る手数料は、無料とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式

予防接種記録の開示申出書

年 月 日

函館市長 様

住所  
(ふりがな)  
氏名  
申出者 生年月日 年 月 日  
予防接種を受けた者との関係  
電話

次のとおり予防接種記録の開示を申し出ます。

申出者が 予防接種 を受けた 者以外 の場合	予防接種を 受けた者	(ふりがな) 氏名	
		生年月日	年 月 日 ( 歳)
		住所	
	予防接種を受けた者に代わって申出をする理由		
	予防接種記録の開示に必要な場合は、住民基本台帳等により、函館市が 申出者と予防接種を受けた者との関係について調査することに同意します。 申出者氏名		
	開示を希望する項目 <input type="checkbox"/> 予防接種の種類および実施した日 <input type="checkbox"/> 予防接種を実施した医師の氏名 <input type="checkbox"/> 接種液の量および製造番号 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
※本人または 法定代理人 の確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 (パスポート) <input type="checkbox"/> 身分証明書 (写真付き) <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
※代理権を有 することを 証する書類	<input type="checkbox"/> 本人 (または法定代理人) の委任状 <input type="checkbox"/> その他代理権を有することを証する書類 ( ) <input type="checkbox"/> 事務処理要領 3-(2)-イ・ウ・エに該当 (書類添付不要)		
備考		※確認者	印

注 1 予防接種を受けた者の氏名が予防接種時の氏名と異なる場合は、旧姓等が確認できる書類を提示してください。

2 ※印欄は、記入しないでください。

# 委任状

私（委任者）は、次の者（受任者）に函館市における  
予防接種記録の開示に係る権限を委任します。

年 月 日

委任者  
住所  
氏名

印

受任者  
住所  
氏名

予防接種記録の開示通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申出のあった予防接種記録の開示については、次のとおり開示することとしたので通知します。

予防接種記録 の記載内容	予 防 接 種 を 受 け た 者	住所					
		氏名		生年月日		性別	
	予防接種の種類	実施年月日	実施年月日	実施年月日	実施年月日		
問い合わせ先	(電話 )						
備 考							

別記第3号様式

予防接種記録の非開示通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申出のあった予防接種記録の開示については、  
開示しないこととしたので通知します。

開示しない 理 由	開示の申出のあった予防接種記録は、作成後保存期間が満了し、 廃棄したことにより、現在保有していないため
問い合わせ先	(電話 )
備 考	

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

予防接種記録の開示申出決定期間延長通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申出のあった予防接種記録の開示の申出については、  
次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

決定期間の満了日	年 月 日
決定期間の延長の理由	
延長後の決定をすることができる時期	年 月
問い合わせ先	(電話 )
備考	